

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、高度な技術力とサービス開発力を軸として、魅力ある価値創造企業を目指しています。また、企業価値の最大化を図り、企業の社会的責任を果たしていくためには、透明性が高く環境の変化に迅速に対応できる経営体制の確立とコンプライアンス遵守の経営を追求することが不可欠であると考えており、コーポレート・ガバナンス体制の充実を経営の最重要課題と位置づけて積極的に取り組んでいきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

(すべての原則について、改訂前のコードに基づき記載しています。)

コードの各原則について、全てを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(すべての原則について、改訂前のコードに基づき記載しています。)

【原則1 - 4】

政策保有に関する方針及びその議決権行使に関する基準は以下のとおりです。

・政策保有に関する方針

当社は、事業の運営上若しくは取引上必要である場合にのみ、他社の株式を保有することとします。

・議決権の行使に関する基準

当社は、当社及び保有株式企業の中長期的な企業価値向上の観点によって、議決権行使にあたっての判断を行います。

【原則1 - 7】

関連当事者間の取引を検討する必要がある場合には、他の取引と同様、社内規程に基づいた判断を行います。また、その判断においては、その合理性や妥当性の検証を十分行い、少数株主の利益を損なわないように運営体制を構築しています。

【原則3 - 1】

(1) 経営理念等や経営戦略、経営計画

当社Webサイト及び決算説明資料等において公表しておりますのでご参照ください。

○ 企業理念: <https://freebit.com/profile/vision.html>

○ 経営戦略: https://freebit.com/ir/individual_midterm.html

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本「コーポレートガバナンス報告書」の1-1に記載のとおりであります。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

職責や業績貢献度等を適正に評価したうえで決定しています。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社の企業価値向上に資することが期待される人材を社内外から人選し、各々の実績や知見、経営能力等を勘案したうえで、経営陣幹部の決定若しくは役員候補者の決定を行っています。

(5) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

役員候補者の選任理由については、株主総会招集ご通知の参考資料に記載しています。

○ <http://pdf.irpocket.com/C3843/xzRw/XW00/rcVw.pdf>

【補充原則4 - 1 - 1】

取締役会規程及び職務権限表に経営陣に対する委任の範囲を定めており、それに則って、株主価値の向上にむけた業務執行にあっています。

【原則4 - 8】

2名の独立社外取締役を選任しています。

なお、取締役における独立社外取締役の割合は、40%であります。

【原則4 - 9】

当社の定める独立社外取締役の独立性判断基準及び資質は以下の通りです。

1. 独立社外取締役の独立性判断基準

(1) 当社グループの業務執行者(業務執行者でない取締役、監査役等を含む)ではないこと

(2) 当社グループを主要な取引先とする者又は当社グループの主要な取引先ではないこと

(3) 当社グループの主要借入先ではないこと

(4) 当社グループから、役員報酬以外に法律、財務、税務等に関する専門的なサービスに対する対価として多額の金銭その他の財産を得ていないこと

- (5) 当社グループの会計監査人又は会計参与である公認会計士ではないこと
- (6) 当社グループから多額の寄付を受け取っていないこと
- (7) 当社グループが主要株主又は当社グループの主要株主ではないこと
- (8) 当社グループと株式の持合い関係がないこと
- (9) 当社グループと役員の相互派遣関係がないこと
- (10) 上記(2)から(9)が法人等の団体である場合は当該団体に所属する者ではないこと
- (11) 上記(1)から(9)の近親者(配偶者又は二親等内の親族)ではないこと
- (12) 上記(4)及び(6)の金額は1千万円超とする

2. 独立社外取締役の資質

取締役会等において建設的かつ忌憚のない意見によって、株主価値向上への貢献が期待できる人材

【補充原則4 - 11 - 1】

当社経営が合理的かつ適正に行われることを目的に、各取締役の有する経験や知見をはじめとした能力が有機的に連携されることで取締役会が機能するよう、適切な人材を確保し、配していく考えです。

【補充原則4 - 11 - 2】

役員の兼務状況については、株主総会招集ご通知に記載しています。

○ <http://pdf.irpocket.com/C3843/xzRw/XW0O/rcVw.pdf>

【補充原則4 - 11 - 3】

全役員を対象に実施した個別アンケート集計をもとに、分析・評価を行いました。

その結果、当社取締役会は概ね適切に機能しており取締役会の実効性が確保されていることを確認しました。

【補充原則4 - 14 - 2】

法令や当社を取り巻く経営環境の変化を鑑み、役員の素養の醸成と責務遂行のための知識向上を目的としたトレーニングを適宜行っていく方針です。

【原則5 - 1】

当社は、当社に対する理解度向上について、株主に対し持続的に働きかけていくことが肝要であるとしており、そのための手段として株主との建設的な対話が常に行えるよう努めています。

そのため、株主の意見等があった場合にその内容を速やかに確認、精査し、迅速に対応するとともに、その概要を遅滞なく役員にフィードバックされる体制を構築しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
石田 宏樹	3,503,600	14.96
田中 伸明	2,603,200	11.11
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	2,500,000	10.67
株式会社光通信	2,162,200	9.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	637,500	2.72
株式会社インフォサービス	630,000	2.69
株式会社ソウ・ツー	500,000	2.13
株式会社オービックビジネスコンサルタント	450,000	1.92
村井 純	288,000	1.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	278,600	1.18

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	4 月

業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、上場子会社として東証マザーズに上場する株式会社フルスピード(以下「フルスピード」)及び名証セントレックスに上場する株式会社ギガプライズ(以下「ギガプライズ」)を有します。

当社は子会社が、グループ企業としてのシナジーを活かしつつも、独自の経営判断によって企業価値の向上に努めるべきであると考えており、フルスピード及びギガプライズもこれに基づいた経営が行われています。また、グループ会社間の取引は、一般的な取引条件に則って実行されています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
出井 伸之	他の会社の出身者								○			
吉田 和正	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
出井 伸之	○	当社の定める独立社外取締役の独立性判断基準及び資質に適っています。 なお、クオタムリープ株式会社代表取締役CEO&ファウンダー、Lenovo Group Limited社外取締役、マネックスグループ株式会社社外取締役を兼任しています。	同氏の、日本を代表する大手企業の代表等を歴任されたその豊富な経験、知見を当社の経営に活かしてもらうため、社外取締役として選任するとともに、当社の定める独立社外取締役の独立性判断基準及び資質に適しているため、独立役員として指定しました。
吉田 和正	○	当社の定める独立社外取締役の独立性判断基準及び資質に適っています。 なお、オンキヨー株式会社社外取締役、CYBERDYNE株式会社社外取締役、TDK株式会社社外取締役、株式会社豆蔵ホールディングス社外取締役を兼任しています。	IT業界における経営者としての豊富な経験、知見を当社の経営に活かしてもらうため、社外取締役として選任するとともに、当社の定める独立社外取締役の独立性判断基準及び資質に適しているため、独立役員として指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査法人による監査計画の監査役会への報告、四半期監査における往査、期末監査の棚卸立会等による連携のほか、定期的な会合によって意思疎通及び情報共有等を図っています。
監査役と内部監査室は、随時積極的な情報及び意見の交換等を行っております。また、必要に応じて監査役の内部監査への同行、内部監査室の報告に基づき監査役の特別調査を行うなど、監査の補強、充実を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
永井 清一	他の会社の出身者													
山口 勝之	弁護士										○			
矢田堀 浩明	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

永井 清一	○	当社連結子会社である株式会社フルスピード及び株式会社ギガプライズの監査役を兼任しています。	長年の証券業界での業務経験で培われた資本市場及び株式市場に関する豊富な経験と見識を有し、当社社外監査役として適任であるとの判断により選任しています。 また、大株主企業、主要な取引先の出身者等にも該当しないため、独立した立場で監査監督を行うことについても十分機能すると考えています。 なお、大株主企業、主要な取引先の出身者等に該当せず、一般株主との利益相反が生じる恐れもないことから、独立役員として指定しました。
山口 勝之		他の会社である楽天株式会社及び株式会社ブレインパッド、株式会社博報堂DYホールディングスの社外監査役を兼任しています。	企業法務に精通した弁護士としての知識と経験が豊富であり、会社の監査業務に十分な知識を有していることから社外監査役に選任しています。 なお、当社は、同氏の所属する弁護士事務所と顧問契約を締結していますが、同事務所との取引は一般的な取引条件に則った範疇のものであり、同氏が独立した立場で監査監督を行うことについて問題はないと判断しています。
矢田堀 浩明	○	——	公認会計士として豊富な経験と知識を有しており、当社社外監査役として適任であるとの判断により選任しています。 また、大株主企業、主要な取引先の出身者等にも該当しないため、独立した立場で監査監督を行うことについても十分機能すると考えています。 なお、大株主企業、主要な取引先の出身者等に該当せず、一般株主との利益相反が生じる恐れもないことから、独立役員として指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権を付与することとしています。
なお、当該新株予約権は、公正価格にて有償で発行するものであります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

業績向上への意欲や士気を一層高めるとともに、優秀な人材確保に資することを目的として、有償発行新株予約権を付与することとしています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しています。
なお、第18期(平成29年5月～平成30年4月)に取締役を支払った報酬は下記の通りであります。
・取締役5名 90,051千円(社外取締役2名分 22,800千円を含む)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

職責や業績貢献度等を適正に評価したうえで決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は社外取締役及び社外監査役に対して、取締役会、グループ経営会議、執行役員会その他の重要会議の開催に際して、会議資料の配布、説明を行うとともに、取締役会、経営会議その他の重要会議には原則として出席していただくことにより、最新の情報を確実に伝達するよう図っています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
_____	_____	_____	_____	_____	_____

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	更新	0名
--------------------------	----	----

その他の事項	更新
--------	----

当社は、相談役、顧問等に関する社内規程を制定していません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役・監査役制度を採用しております。複数の社外取締役及び社外監査役を任用することにより、業務執行役員等への監視・監督の強化を図っています。
取締役会は、月に1度の開催を定例としつつ必要に応じ随時開催し、広い見地からの意思決定、業務執行の監督を行っています。また、法令・定款・取締役会規則に定める事項のほか幅広く報告し議論し決議しています。なお、取締役会には、監査役4名も出席し、取締役の業務執行について監査を行っています。
監査役会は、常勤監査役2名、非常勤監査役2名で構成されており、月に1度開催しています。各監査役は、監査役会で策定した年間監査計画に基づき重要な会議に出席する他業務及び各種書類や証憑の調査を通じ取締役の職務執行を監査しております。なお、監査役、内部監査室及び会計監査人は、情報交換、意見交換を行うなどの連携により、監査機能の向上に努めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、複数の社外取締役及び社外監査役を任用するとともに、取締役による相互監視及び監査役による監査により、経営の監視・監督機能の確保が行えるものと考え、取締役・監査役制度を採用しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、他社の株主総会開催数が少ない7月に株主総会を開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使に対応しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知のみではありますが、英文での提供を行っています。
その他	当社及び東京証券取引所のWebサイトにおいて、招集通知の発送前公表を行っています。 また、スマートフォンやタブレット、PC等で閲覧できる招集通知の要約Webサイトも用意しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社Webサイトの以下のURLにおいて、ディスクロージャーポリシーを公表しています。 http://www.freebit.com/ir/disclosure.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として、四半期ごとの決算公表時に、対面やストリーミング配信といった形態により、代表者による説明を行うこととしています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社Webサイトの以下のURLにおいて、決算情報、適時開示情報、広報情報等のほか、四半期ごとの決算説明会動画を掲載しています。 http://www.freebit.com/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部門及び専任担当者を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	<環境保全に関連する活動> 当社Webサイトの以下のURLにおいて、取り組み内容を公表しています。 http://www.freebit.com/csr/eco.html <CSR活動> 当社Webサイトの以下のURLにおいて、活動内容を公表しています。 http://www.freebit.com/csr/activities.html
その他	株主をはじめとするステークホルダーとの良好な関係構築は企業の存続に不可欠なものとして認識しており、ホームページをはじめとする各種媒体を活用し、経営活動のご報告、方針等の説明を行っています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社グループの内部統制に関する基本的考え方

当社グループは、高度な技術力とサービス開発力を軸として、魅力ある価値創造企業を目指す。また、企業価値の最大化を図り、企業の社会的責任を果たしていくためには、透明性が高く環境の変化に迅速に対応できる経営体制の確立とコンプライアンス遵守の経営を追求することが不可欠であると考えており、コーポレート・ガバナンス体制の充実を経営の最重要課題と位置づけて積極的に取り組む。

2. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、法令及び定款を遵守するための社内規程を定めており、これらに基づき職務を行うことを徹底する。
- (2) 当社グループにおいては、法令及び定款の違反行為を取締役または使用人が知覚した場合は、監査役又は匿名性の確保された社外窓口に通報できる。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報(次に掲げる記録を含む)は、書面又は電磁的記録媒体等への記録により、法令及び社内規程に基づき適切に保存及び管理する。

- ・株主総会議事録
- ・取締役会議事録
- ・その他取締役の職務執行に関する重要な記録

- (2) 取締役及び監査役は取締役の職務の執行に係る情報の記録を随時閲覧できる。

4. 当社グループの損失の危険の管理に関する体制

- (1) 当社グループでは、取締役会その他の重要な会議において、事業活動に潜在する重大な損失の危険を特定し、その重大な損失の発生を知覚した場合は、すみやかに取締役会において報告する。
- (2) 当社グループでは、基幹システムの冗長構成及び耐震防火の対策を行い、事業継続可能性とそのサービス品質を保つことに努め、特許出願を行うことにより独自技術の権利化に努める。
- (3) 当社グループでは、優秀な人材の確保及び育成が重要と考え、積極的に採用活動及び教育活動を行い、組織強化に努める。
- (4) 当社グループでは、プライバシーポリシーをはじめとする各種規程の周知及び技術的措置に基づくセキュリティ対策を行い、情報管理を実施する。
- (5) 当社グループでは、各部門長が業務遂行に係るリスクの定常管理を行い、従業員の相互牽制によるリスク管理を実施する。
- (6) 当社グループでは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力・団体とは一切の責任を持たず、毅然とした態度で臨む。

5. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) グループ各社では定例取締役会を毎月開催し、重要事項に関する意思決定を行い、取締役の職務の執行を監督する。また、当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項に関しては、多面的な検討を経た上で当社取締役会にて意思決定を行う。
- (2) グループ各社では、取締役及び役職のある使用人で構成される会議を定期的に開催し、取締役会における決定事項に基づき、これを適切に執行するための基本的事項の意思決定を機動的に行う。
- (3) 当社グループの取締役は、グループ各社の取締役会で決議された組織構成及び取締役の職務分掌に基づき職務を執行する。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループでは、法令及び定款を遵守するための社内規程を定めており、これらを遵守し適切な取引を行うことを徹底する。
- (2) 当社は、グループ会社の管理に関する規程を定め、また、グループ会社の役職員が参加する会議を開催することで、各グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項、経営内容、事業計画等の状況を確認する体制を整える。また、当該会議を通じて当社の経営情報の伝達を図る。
- (3) 当社は、取締役が当社グループ間の取引の不正を知覚した場合は、すみやかに取締役会において報告し、監査役の監査を受ける体制を整えている。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役と監査役との協議の上、必要と認められる範囲で配置する。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人についての任命、解任等の異動に係る事項及び業務評価の決定については、監査役会の事前の同意を得る。
- (3) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の職務を補助すべき業務に関し、取締役及び取締役会からの指示を受けない。
- (4) 監査役の職務を補助すべき従業員は、監査役の指揮命令に従うものとし、他部署の業務を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先する。

8. 当社グループの取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、監査役の出席する取締役会において随時その担当する職務の執行状況について報告を行う。
- (2) 監査役は、当社の取締役会その他取締役及び使用人が出席する重要な会議に出席できる。
- (3) 当社は、監査役が必要に応じ子会社の取締役会その他子会社の取締役が出席する重要な会議に出席を求めることができる体制を整備している。
- (4) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役の求めにより、業務執行に関する重要文書の提供及び説明を行い、監査役の職務が円滑に行われるよう迅速かつ的確に協力する。
- (5) 当社グループは、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- (6) 監査役に係る規程の改廃は監査役会が行う。

9. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役は必要に応じて、法律・会計等の専門家に相談することができ、当社はその費用を負担する。また、監査役が職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当社は速やかに当該費用又は債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けて、以下のような方針を定めています。

- (1) 従業員行動指針にて、役員、従業員、パートタイマーを含む全ての従業員が反社会的勢力に対し毅然とした態度でのぞみ、一切の関係を遮断することを定めています。
- (2) 顧問弁護士事務所、弁護士会、管轄警察署、全国暴力追放運動推進センター等と連携し、反社会的勢力による不当要求に備えています。
- (3) 反社会的勢力による不当要求に備え、関連する研修等に従業員を参加させるとともに、地域他企業との連携を深め関連情報の収集を行っています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 適時開示に係る内部情報の管理体制

当社では、内部者取引の未然防止に関する社内規程としてインサイダー取引防止規程を運用し、内部情報の適切な管理を行います。

(1) インサイダー情報管理責任者として、情報管理担当役員を重要情報の統括管理者としており、また、インサイダー情報管理担当者として、各部門長を重要情報の責任者としています。インサイダー情報管理担当者は、当社の未公表の重要情報又は重要情報に該当する可能性のある情報を知ったときは、直ちに当該情報の内容をインサイダー情報管理責任者に報告し、インサイダー情報管理責任者は、当該情報の管理に関し必要な指示を行います。

(2) 取締役会による決定事実及び決算情報等は、取締役会による決議後にインサイダー情報管理責任者及びその管理下の情報管理委員会に共有され、報告された情報が重要情報に該当するか否か判断の上、開示手続に入ります。

2. 適時開示に係る手続

(1) 当社の重要情報は、情報管理担当役員を長とした情報管理委員会において会社に関わる情報を一元的に把握し、取締役会決議等必要な承認を受けたのち、情報管理委員会のメンバーである管理部門担当執行役員をはじめとする管理部門が速やかに開示を行います。

(2) 重要事実が発生した場合、以下の手続により迅速かつ適切な時期に開示を行います。

(i) インサイダー情報管理担当者は、発生事実を速やかにインサイダー情報管理責任者に報告する。

(ii) インサイダー情報管理責任者である情報管理担当役員は、報告を受けた内容を情報管理委員会において内容の精査を行った後、取締役会に報告する。

(iii) 取締役会は、報告を受け、適時開示を行うべき重要事実に該当するか否か、開示が必要な場合の具体的内容の協議を行い、決議する。多大、緊急の場合は、代表取締役社長がこれを決定する。

(iv) 重要事実に関連すると判断された場合、情報管理委員会のメンバーは開示に必要な資料等を作成する。

3. 内部情報の開示基準

情報管理委員会のメンバーは、「金融商品取引法」等の該当法令及び東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従い内部情報の適時開示を行います。また、必要に応じて、会計士(監査法人)、弁護士等の外部専門家の助言を受け、客観性、適法性、妥当性の確保に努めています。

4. 適時開示の方法

適時開示を要する情報につきましては、上記の手続に従い東京証券取引所への資料提出後、当社ホームページへの掲載、報道発表等によって速やかに開示を行います。

